

**議会運営委員会協議会  
全 員 協 議 会**

**協 議 事 項**

〔令和5.5.17(水) 午前10時  
令和5.5.19(金) 午前9時30分〕

**1 議会の人事問題について**

- (1) 常任委員会の委員及び正副委員長
- (2) 議会運営委員会の委員及び正副委員長
- (3) 特別委員会の委員及び正副委員長
- (4) 議会改革検討会議の委員
- (5) 各行政委員 等

**2 本会議2日目の運営について**

- (1) 議事日程・議事の順序について

**3 議会運営に関する申合せ事項について**

◎ 常任委員会

区分 委員会名	定数	委員長	副委員長	委員						
				自由民主党 浜松	市民クラブ	公明党	創造浜松	日本共産党 浜松市議団	浜松市政 向上委員会	市民サポート 浜松
総務委員会	10	齋藤 和志	岩田 邦泰	太田 康隆 須藤 京子 倉田 清一 齋藤 和志 小泉 翠	岩田 邦泰	丸 英之	湖東 秀隆	北島 定		馬塚 彩矢香
厚生保健委員会	9	鈴木 真人	小野田 康弘	鳥井 徳孝 高林 修 稲葉 大輔 小野田 康弘 辻村 公子	鈴木 真人 大城 七瀬	山崎 とし子	遠山 将吾			
環境経済委員会	9	露木 里江子	神間 郁子	戸田 誠 松本 康夫 露木 里江子 神間 郁子 中野 和幸	花井 洋介	黒田 豊	森田 賢児	小黒 啓子		
建設消防委員会	9	平野 岳子	酒井 豊実	柳川 樹一郎 渥美 誠 平野 岳子 久米 丈二 藤田 典良	北野谷 富子	幸田 恵里子	太田 利実保	酒井 豊実		
市民文教委員会	9	関 イチロー	井田 博康	花井 和夫 加茂 俊武 井田 博康 鈴木 裕之	斉藤 晴明 石津 陽子	松下 正行	関 イチロー		鈴木 恵	

# 議会運営委員会委員

令和5年5月19日

職名	氏名
委員長	鳥井 徳孝
副委員長	加茂 俊武
同	岩田 邦泰
委員	森田 賢児
同	小泉 翠
同	露木里江子
同	丸 英之
同	齋藤 和志
同	稲葉 大輔

## ◎ 特別委員会

区分 委員会名	定数	委員長	副委員長	委員						
				自由民主党 浜松	市民クラブ	公明党	創造浜松	日本共産党 浜松市議団	浜松市政 向上委員会	市民サポート 浜松
大都市制度・行財政 改革特別委員会	11	倉田 清一	松下 正行	太田 康隆 高林 修 倉田 清一 加茂 俊武 露木 里江子 小野田 康弘	岩田 邦泰 大城 七瀬	松下 正行	遠山 将吾	酒井 豊実		
地方創生特別委員会	12	稲葉 大輔	小泉 翠	花井 和夫 戸田 誠 稲葉 大輔 神間 郁子 小泉 翠 鈴木 裕之	鈴木 真人 石津 陽子	幸田 恵里子	関 イチロー	北島 定	鈴木 恵	
大型公共施設建設 特別委員会	12	松本 康夫	北野谷 富子	柳川 樹一郎 須藤 京子 松本 康夫 齋藤 和志 中野 和幸 辻村 公子	北野谷 富子 花井 洋介	黒田 豊	湖東 秀隆	小黒 啓子		馬塚 彩矢香
危機管理・交通政策 特別委員会	11	森田 賢児	久米 丈二	渥美 誠 鳥井 徳孝 平野 岳子 井田 博康 久米 丈二 藤田 典良	斉藤 晴明	丸 英之 山崎 とし子	太田 利実保 森田 賢児			

# 議会改革検討会議委員

令和5年5月19日

職名	氏名
委員	小黒啓子
同	神間郁子
同	小野田康弘
同	井田博康
同	遠山将吾
同	稲葉大輔
同	平野岳子
同	加茂俊武
同	黒田豊
同	北野谷富子

# 行 政 委 員 名 簿

〔 令和5年5月17日 議会運営委員会協議会 〕

## ○ 議会の同意を要する行政委員

(敬称略)

No.	名 称 (所 管 課)	選出 人数	氏 名	任 期 満了日	今年の選出区分	前年の選出区分
1	浜松市監査委員 (監査事務局)	2	松 本 康 夫 太 田 利 実 保	議員の 任期	自由民主党浜松 1 創造浜松 1	自由民主党浜松 1 公明党 1
2	浜松市職員懲戒審査委員会 委員 (人 事 課)	2	鳥 井 徳 孝 松 下 正 行	R7.10.6 ※任期3年	自由民主党浜松 1 公明党 1	自由民主党浜松 1 日本共産党浜松市議団 1

## ○ 議会議員又は学識経験者として選出する行政委員（法設置による審議会等）

No.	名 称 (所 管 課)	選出 人数	氏 名	任 期 満了日	今年の選出区分	前年の選出区分
3	浜松市社会福祉審議会 委員 (福祉総務課)	1	露 木 里 江 子	R6.6.14 ※任期3年	自由民主党浜松 1	公明党 1
4	浜松市民生委員推薦会 委員 (福祉総務課)	2	北 野 谷 富 子 関 イ チ ロ ー	R7.9.30 ※任期3年	市民クラブ 1 創造浜松 1	公明党 1 日本共産党浜松市議団 1
5	浜松市都市計画審議会 委員 (都市計画課)	4	小 野 田 康 弘 久 米 文 二 幸 田 恵 里 子 湖 東 秀 隆	R7.6.19 ※任期3年	自由民主党浜松 2 公明党 1 創造浜松 1	自由民主党浜松 2 市民クラブ 1 日本共産党浜松市議団 1

## ○ 議会選出の一部事務組合議員

No.	名 称 (所 管 課)	選出 人数	氏 名	任 期 満了日	今年の選出区分	前年の選出区分
6	浜名学園組合議会議員 (障害保健福祉課)	4	鈴 木 裕 之 中 野 和 幸 大 城 七 瀬 山 崎 と し 子	議員の 任期	自由民主党浜松 2 市民クラブ 1 公明党 1	自由民主党浜松 2 創造浜松 1 日本共産党浜松市議団 1
7	浜名湖競艇企業団議会議員 (産業振興課)	5	神 間 郁 子 井 田 博 康 花 井 和 夫 鈴 木 真 人 丸 英 之	R7.4.30 ※任期2年	自由民主党浜松 3 市民クラブ 1 公明党 1	自由民主党浜松 3 市民クラブ 1 創造浜松 1

## ○ 一部事務組合 知識経験者として選出する行政委員

No.	名 称 (所 管 課)	選出 人数	氏 名	任 期 満了日	今年の選出区分	前年の選出区分
8	浜名湖競艇企業団 監査委員 (産業振興課)	1	倉 田 清 一	R7.4.30 ※任期2年	自由民主党浜松 1	— ※湖西市より選出

令和5年度 浜松市議会政務活動研究会 委員名簿

	人数	委 員 氏 名		
議 長	1	戸 田 誠		
副 議 長	1	須 藤 京子		
自 由 民 主 党 浜 松	3	久 米 丈二	齋 藤 和志	平 野 岳子
市 民 ク ラ ブ	1	北 野 谷 富子		
公 明 党	1	黒 田 豊		
創 造 浜 松	1	森 田 賢 児		
日 本 共 産 党 浜 松 市 議 団	1	酒 井 豊 実		
浜 松 市 政 向 上 委 員 会	1	鈴 木 恵		
市 民 サ ポ ー ト 浜 松	1	馬 塚 彩 矢 香		
計	11			

## 議 事 日 程 (第7号)

令和5年5月19日(金) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 発議案第5号 浜松市議会委員会条例の一部改正について
- 第 3 議長発議第2号 浜松市議会常任委員会委員選任について
- 第 4 議長発議第3号 浜松市議会常任委員会委員長及び副委員長選任について
- 第 5 議長発議第4号 浜松市議会議会運営委員会委員選任について
- 第 6 議長発議第5号 浜松市議会議会運営委員会委員長及び副委員長選任について
- 第 7 議長発議第6号 浜松市議会特別委員会の設置について
- 第 8 議長発議第7号 浜松市議会特別委員会委員選任について
- 第 9 議長発議第8号 浜松市議会特別委員会委員長及び副委員長選任について
- 第10 選挙第5号 浜名湖競艇企業団議会議員選挙について



## 議 事 の 順 序 (第2日)

令和5年5月19日(金) 午前10時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 発議案第5号上程……日程第 2 (委員会条例の一部改正)
  - (1) 議事手続省略
  - (2) 採 決
- 4 議長発議第2号上程……日程第 3 (常任委員会委員選任)
  - (1) 採 決
- 5 議長発議第3号上程……日程第 4 (常任委員会委員長・副委員長選任)  
※除斥対象議員退席
  - (1) 採 決
- 6 議長発議第4号上程……日程第 5 (議会運営委員会委員選任)
  - (1) 採 決
- 7 議長発議第5号上程……日程第 6 (議会運営委員会委員長・副委員長選任)  
※除斥対象議員退席
  - (1) 採 決
- 8 議長発議第6号上程……日程第 7 (特別委員会設置)
  - (1) 議事手続省略
  - (2) 採 決
- 9 議長発議第7号上程……日程第 8 (特別委員会委員選任)
  - (1) 採 決
- 10 議長発議第8号上程……日程第 9 (特別委員会委員長・副委員長選任)  
※除斥対象議員退席
  - (1) 採 決
- 11 選 挙 第 5 号 上 程……日程第10 (浜名湖競艇企業団議会議員選挙)  
(議長の指名推選)
- 12 休 会 の 決 定
- 13 散 会 の 宣 告

浜松市議会委員会条例の一部改正について

浜松市議会委員会条例の一部を改正する条例を、地方自治法第112条及び浜松市議会会議規則第12条第1項の規定に基づき、次のとおり提出する。

発議者	浜松市議会議員	森	田	賢	児
	同	小	泉		翠
	同	露	木	里	江子
	同	丸		英	之
	同	岩	田	邦	泰
	同	齋	藤	和	志
	同	稻	葉	大	輔
	同	加	茂	俊	武
	同	鳥	井	徳	孝

提案理由

議会運営委員の定数を変更するため、条例の一部を改正するものである。

## 浜松市議会委員会条例の一部を改正する条例

浜松市議会委員会条例（昭和50年浜松市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会運営委員会の設置) 第3条の2 (略) 2 議会運営委員の定数は、 <u>10人</u> とする。 3 (略)	(議会運営委員会の設置) 第3条の2 (略) 2 議会運営委員の定数は、 <u>9人</u> とする。 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

浜松市議会常任委員会委員選任について

浜松市議会委員会条例第7条第1項の規定に基づき、浜松市議会常任委員会委員を次のとおり指名する。

浜松市議会議長 戸田 誠

- |   |           |       |
|---|-----------|-------|
| 1 | 総務委員会委員   | 馬塚彩矢香 |
|   | 同         | 小泉翠   |
|   | 同         | 北島定   |
|   | 同         | 丸英之   |
|   | 同         | 岩田邦泰  |
|   | 同         | 齋藤和志  |
|   | 同         | 倉田清一  |
|   | 同         | 須藤京子  |
|   | 同         | 湖東秀隆  |
|   | 同         | 太田康隆  |
| 2 | 厚生保健委員会委員 | 辻村公子  |
|   | 同         | 山崎とし子 |
|   | 同         | 大城七瀬  |
|   | 同         | 小野田康弘 |
|   | 同         | 遠山将吾  |
|   | 同         | 鈴木真人  |
|   | 同         | 稲葉大輔  |
|   | 同         | 高林修   |
|   | 同         | 鳥井徳孝  |
| 3 | 環境経済委員会委員 | 小黒啓子  |
|   | 同         | 森田賢児  |
|   | 同         | 花井洋介  |

同	中	野	和	幸	
同	神	間	郁	子	
同	露	木	里	江子	
同	松	本	康	夫	
同	黒	田		豊	
同	戸	田		誠	
4	建設消防委員会委員	藤	田	典	良
同		酒	井	豊	実
同		久	米	丈	二
同		太	田	利	実保
同		幸	田	恵	里子
同		平	野	岳	子
同		北	野	谷	子
同		渥	美		誠
同		柳	川	樹	一郎
5	市民文教委員会委員	鈴	木		恵
同		鈴	木	裕	之
同		石	津	陽	子
同		井	田	博	康
同		加	茂	俊	武
同		関		イ	チロ一
同		松	下	正	行
同		斉	藤	晴	明
同		花	井	和	夫

浜松市議会常任委員会委員長及び副委員長選任について

浜松市議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、浜松市議会常任委員会委員長及び副委員長を次のとおり指名する。

浜松市議会議長 戸田 誠

- |   |              |             |               |
|---|--------------|-------------|---------------|
| 1 | 総務委員会<br>同   | 委員長<br>副委員長 | 齋藤和志<br>岩田邦泰  |
| 2 | 厚生保健委員会<br>同 | 委員長<br>副委員長 | 鈴木真人<br>小野田康弘 |
| 3 | 環境経済委員会<br>同 | 委員長<br>副委員長 | 露木里江子<br>神間郁子 |
| 4 | 建設消防委員会<br>同 | 委員長<br>副委員長 | 平野岳子<br>酒井豊実  |
| 5 | 市民文教委員会<br>同 | 委員長<br>副委員長 | 関イチロー<br>井田博康 |

浜松市議会議会運営委員会委員選任について

浜松市議会委員会条例第7条第1項の規定に基づき、浜松市議会議会運営委員会委員を次のとおり指名する。

浜松市議会議長 戸田 誠

委員	森	田	賢	児
同	小	泉		翠
同	露	木	里	江子
同	丸		英	之
同	岩	田	邦	泰
同	齋	藤	和	志
同	稻	葉	大	輔
同	加	茂	俊	武
同	鳥	井	德	孝

浜松市議会議会運営委員会委員長及び副委員長選任について

浜松市議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、浜松市議会議会運営委員会委員長及び副委員長を次のとおり指名する。

浜松市議会議長 戸田 誠

委員長	鳥井徳孝
副委員長	岩田邦泰
同	加茂俊武



浜松市議会特別委員会の設置について

浜松市議会委員会条例第5条の規定に基づき、本市議会に次のとおり、特別委員会を設置する。

浜松市議会議長 戸田 誠

委員会名	委員定数	付議事項
大都市制度・行財政改革特別委員会	11人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大都市の行財政実態に対応した制度に関する事項</li> <li>2 区制度と住民自治に関する事項</li> <li>3 行財政改革に関する事項</li> <li>4 浜松市総合計画基本計画の策定に関する事項</li> </ol>
地方創生特別委員会	12人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浜松市総合戦略に関する事項 ・子ども子育て支援及び少子化対策について</li> <li>2 中山間地域の活性化に関する事項</li> <li>3 中心市街地の活性化に関する事項</li> <li>4 企業誘致等に関する事項</li> </ol>
大型公共施設建設特別委員会	12人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大型スポーツ施設に関する事項 ・県が整備する新野球場について ・四ツ池公園スポーツ施設について</li> <li>2 新病院の建設に関する事項</li> <li>3 新清掃工場の建設に関する事項</li> </ol>
危機管理・交通政策特別委員会	11人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に関する事項</li> <li>2 新型コロナウイルス対策に関する事項</li> <li>3 道路ネットワークに関する事項</li> <li>4 交通安全対策に関する事項</li> <li>5 公共交通に関する事項</li> </ol>

浜松市議会特別委員会委員選任について

浜松市議会委員会条例第7条第1項の規定に基づき、浜松市議会特別委員会委員を次のとおり指名する。

浜松市議会議長 戸田 誠

- |   |                    |       |
|---|--------------------|-------|
| 1 | 大都市制度・行財政改革特別委員会委員 | 酒井豊実  |
|   | 同                  | 大城七瀬  |
|   | 同                  | 小野田康弘 |
|   | 同                  | 露木里江子 |
|   | 同                  | 遠山将吾  |
|   | 同                  | 岩田邦泰  |
|   | 同                  | 加茂俊武  |
|   | 同                  | 倉田清一  |
|   | 同                  | 松下正行  |
|   | 同                  | 高林修   |
|   | 同                  | 太田康隆  |
| 2 | 地方創生特別委員会委員        | 鈴木恵   |
|   | 同                  | 鈴木裕之  |
|   | 同                  | 石津陽子  |
|   | 同                  | 小泉翠   |
|   | 同                  | 神間郁子  |
|   | 同                  | 北島定   |
|   | 同                  | 幸田恵里子 |
|   | 同                  | 鈴木真人  |
|   | 同                  | 稲葉大輔  |
|   | 同                  | 関イチロー |
|   | 同                  | 戸田誠   |
|   | 同                  | 花井和夫  |

3 大型公共施設建設特別委員会委員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

馬 塚 彩 矢 香  
辻 村 公 子  
小 黒 啓 子  
花 井 洋 介  
中 野 和 幸  
齋 藤 和 志  
松 本 康 夫  
須 藤 京 子  
湖 東 秀 隆  
黒 田 豊  
北野谷 富 子  
柳 川 樹 一郎

4 危機管理・交通政策特別委員会委員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

藤 田 典 良  
森 田 賢 児  
山 崎 とし子  
久 米 丈 二  
井 田 博 康  
太 田 利実保  
丸 英 之  
平 野 岳 子  
斉 藤 晴 明  
鳥 井 德 孝  
渥 美 誠

浜松市議会特別委員会委員長及び副委員長選任について

浜松市議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、浜松市議会特別委員会委員長及び副委員長を次のとおり指名する。

浜松市議会議長 戸田 誠

- |   |                       |      |       |
|---|-----------------------|------|-------|
| 1 | 大都市制度・行財政改革特別委員会<br>同 | 委員長  | 倉田清一  |
|   |                       | 副委員長 | 松下正行  |
| 2 | 地方創生特別委員会<br>同        | 委員長  | 稲葉大輔  |
|   |                       | 副委員長 | 小泉 翠  |
| 3 | 大型公共施設建設特別委員会<br>同    | 委員長  | 松本康夫  |
|   |                       | 副委員長 | 北野谷富子 |
| 4 | 危機管理・交通政策特別委員会<br>同   | 委員長  | 森田賢児  |
|   |                       | 副委員長 | 久米丈二  |

選 挙 第 5 号  
令和 5 年 5 月 19 日

浜名湖競艇企業団議会議員選挙について

浜名湖競艇企業団規約第 6 条第 1 項の規定に基づき、浜名湖競艇企業団議会議員 5 名の選挙を求める。

浜松市議会議長 戸 田 誠

# 議会運営に関する申合せ事項(案)

## 1 時間の厳守について

令和 5. 5. 1 打 合 会 決定

議会の会議については、開議時間を厳守するものとする。

なお、都合により遅刻・欠席をする場合は必ず事務局へ連絡すること。

## 2 人事問題について

令和 5. 5. 10 議運協議会 決定

令和 5. 5. 12 全員協議会 了承

### (1) 共通事項について

人事問題は、原則として話合いで調整していくものとする。

### (2) 議長・副議長について

正・副議長の任期は1年とし、再選を妨げないものとする。

### (3) 常任委員会について

ア 委員の任期満了時には、原則として全員交代するものとする。

イ 委員の任期中における所属変更は、やむを得ない場合に限り認める。

ウ 正・副委員長任期は、原則として2年とする。

### (4) 特別委員会（決算審査特別委員会を除く）について

正・副委員長の任期及び委員の所属変更は、常任委員会の申合せと同様とする。

### (5) 行政委員について

ア 任期は1年（翌年5月の改選期まで）とし、中途に任期が満了する場合は留任するものとする。

ただし、4年目の際の任期は、議員の任期満了日までとする。

イ 行政委員の選出に当たっては、前年における各会派からの選出区分をなるべく尊重するものとする。

## 3 本会議における質問について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

### (1) 質問の形態

質問は、交渉団体の各会派の代表者による質問（以下、「代表質問」という。）及び個人による質問（以下、「一般質問」という。）とする。

全議員に1年に1回、代表質問または一般質問の機会を認めるものとする。

また、代表質問を一般質問に代えることができるものとする。

ただし、改選後の初議会では、一般質問を行わないものとする。

## (2) 質問の時期

2月定例会は、市長の施政方針にも関連して質問を行うことを考慮し、新年度関係議案が上程され、説明・質疑・委員会付託の後に行う。

5月定例会及び9月定例会並びに11月定例会は、関係議案（9月定例会にあつては一般会計及び特別会計の歳入歳出決算）が上程され、説明・質疑・委員会付託の後に行う。

## (3) 質問者数及び日数

代表質問者数は、1定例会につき1会派1人以内とする。

この場合において、1年間の代表質問者数は所属議員数が10人以上の会派にあつては4人以内とし、所属議員数が9人以下の会派にあつては3人以内とする。

代表質問を行う場合は、次期定例会の日程を協議する運営委員会の開会7日前（中6日）の午後5時までに、事務局まで申し出ることとする。

一般質問者数は、次期定例会の日程を協議する運営委員会の開会7日前（中6日）の午後5時までに、事務局まで申し出た人数とする。

なお、質問日数は1定例会3日以内とする。

## (4) 質問の順序

質問は、代表質問、一般質問の順に行う。

代表質問は、所属議員数の多い会派から順に行う。

また、一般質問は、交渉団体であつて代表質問を行わない会派が申し出た人数のうち1人目を所属議員数の多い会派から順に行い、それ以外の順序は次期定例会の日程を協議する運営委員会において、抽せんで決定する。

なお、所属議員が同数の会派の順序については、運営委員会において協議する。

## (5) 質問方法の選択

質問は、一括方式と分割方式のいずれかの選択制により行うものとし、質問通告書に、一括または分割の別を明示する。

## (6) 分割方式における分割区分及び質問の終結

分割は大項目を単位として行うものとし、質問通告書に、分割する箇所を明示する。

また、質問の終結は、質問者が通告の際に指定した区分ごとに終結したものとし、既に終えた項目については、遡ることはできないものとする。ただし、総括としての意見・要望はこの限りでない。

## (7) 質問時間

質問時間は、一括方式と分割方式のいずれの場合も答弁を除き、次のとおりとする。

代表質問は、1人35分以内とする。

一般質問は、1人30分以内とする。

## (8) 質問回数

一括方式は、3回まで、分割方式は、区分ごとに3回までとする。

## (9) 発言場所

一括方式と分割方式のいずれの場合も最初の発言は演壇で行い、それ以降の発言は対面演壇で行

う。

(10) 質問の通告期限

議会運営委員会で定めた日時とする。

(11) 質問要旨と内容

表題欄には質問の趣旨を項目として記入し、質問内容欄には質問内容を簡潔・明瞭に記入する。

(12) 質問に対する関連質問

遠慮するものとする。

(13) 答弁者

代表質問は議員が指名し、一般質問は議員と当局が協議した上で決定するものとする。

(14) 答弁の順序

市長を1番目とし、それ以降は質問項目の順で行うものとする。また、分割質問においては、分割区分ごとに同様の順序とする。なお、質問者は、できる限り答弁が役職順になるよう質問の構成に配慮することとする。

(15) 質問の取りやめ

代表質問の場合は、会派としては代表質問を行ったこととするが、質問者個人としては、行わなかったこととし、次回以降に質問できるものとする。一般質問の場合は、行わなかったこととし、次回以降に質問できるものとする。

なお、病気、近親者の葬儀等、質問を実施することが困難と議長が認められる場合に限る。

#### 4 会議録署名議員の指名方法について

令和 5. 5. 10 議運協議会 決定

令和 5. 5. 12 全員協議会 了承

会議録署名議員の3名は、議席番号により1番から15番、16番から30番、31番から46番までに3区分し、指名の際、在席する議員についてそれぞれの区分から議席番号順に1名ずつ指名する。

#### 5 議案の説明方法について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

市長提出議案（一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を除く）の説明方法は、原則として本会議における提案理由の説明後、会議を一たん休憩し、議案説明会を開くものとする。

また、本会議における議案に対する質疑については、事前に通告するものとする。

なお、質疑については、議案説明会でも行うものとする。

#### 6 委員長報告に対する質疑について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

委員は、所属する委員会の委員長報告に対する質疑は遠慮するものとする。



## 7 討論について

令和 . . . 議運協議会 決定  
令和 . . . 全員協議会 了承

### (1) 順序について

賛成討論あるいは反対討論が多数通告された場合の討論の順序は、討論通告者間の話し合いで決定する。ただし、話し合いで決定しない場合は、抽せんを行い決定する。

### (2) 発言時間について

議題となった議案（複数、単独の区別なし）について、1会派15分以内とし、制限時間内であれば、同一会派の中で複数の議員が発言できるものとする。ただし、非交渉団体にあつては、合計発言時間15分以内とする。

### (3) 通告者について

発議者は、討論を行わないものとする。

## 8 議案を委員会へ付託する場合の取扱いについて

令和 . . . 議運協議会 決定  
令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 議案（一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を除く）を委員会へ付託する場合は、原則として委員会条例第2条による所管部課を対象に付託する。

(2) 一般会計の予算のうち、歳入については分割付託が可能なものは所管の委員会へ分割付託し、分割付託が困難なものは総務委員会へ付託する。歳出については原則として款・項・目を対象として所管の委員会へ分割付託する。ただし、歳出予算が一つの委員会に付託される場合は、歳入歳出予算を一括して当該委員会へ付託することができるものとする。

(3) 特別会計の予算及び企業会計の予算・決算については、その事業を所管する常任委員会へ付託する。

(4) 工事請負契約については、財務部の所管であるが、予算との関連から、その事業を所管する部課を対象に付託する。

(5) その他、付託について疑義がある場合は、議会運営委員会で協議し決定する。

## 9 地方自治法第180条に基づき専決処分した事項の報告について

令和 . . . 議運協議会 決定  
令和 . . . 全員協議会 了承

専決処分した事項の報告については、事前に常任委員会で詳細な報告を受け、本会議では報告書が提出された旨、報告することとする。ただし、個人情報保護の観点から、交通事故関係の事故を起こした職員の職・氏名や相手方の住所・氏名、市営住宅関係の対象者の住所・氏名など、個人を特定できる情報は開示しないものとする。

なお、交通事故関係の報告については、事故を起こした職員の所属する部課を所管する常任委員会で行うものとする。

10 諸会議に関する各種連絡会期中における諸会議の開会通知について

令和 . . . 議運協議会 決定  
令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 諸会議に関する各種連絡は、原則としてLINE WORKSによるものとする。

(2) 全員協議会において了承された会期中の委員会・全員協議会等日程表中の会議(日程表中)の開会通知は、省略するものとする。

11 議員提出議案(意見書・決議等)の取扱いについて

令和 . . . 議運協議会 決定  
令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 意見書・決議等の発議案を提出する場合は、原則として定例会の日程等を協議する議会運営委員会の3日前(中2日)の午後5時までに案文を事務局へ提出の上、議会運営委員会へ提案する。

なお、1定例会に提出できる意見書案は、交渉団体にあつては2件以内、非交渉団体にあつては1件以内とする。

(2) 各会派から提案された意見書案・決議案については、なるべく全議員の賛成が得られるよう、議会運営委員会において調整し、賛成が得られた場合は議会運営委員の発議で提案する。ただし、議会運営委員会出席委員の4分の3以上の賛成が得られたものについては、賛成委員の発議で提案できるものとする。

(3) 委員会において決定し提案された意見書案・決議案については、議会運営委員会での議事手続を協議する。

(4) (2)により提出された意見書案・決議案については、本会議における提案説明・質疑・委員会付託等、議事手続を省略して採決する。

(5) 陳情、要望等により、市民等から提案のあつた意見書案・決議案については(1)、(2)、(4)を準用する。

12 請願の取扱いについて

令和 . . . 議運協議会 決定  
令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 請願を紹介する場合は、慎重に扱うとともに、なるべく市政における重要事項について紹介するものとする。

(2) 請願を議会へ提出する場合は、事務処理上、原則として、定例会の運営を協議する議会運営委員会の3日前(中2日)の午後5時までに提出することとする。

(3) 正・副議長及び所管の正・副委員長は、原則として請願の紹介をしないものとする。

(4) 議員は原則として請願者にはならないものとする。

ただし、議長がやむを得ないと認める場合には、住民として請願者となることができる。

(5) 請願の審査結果は、提出者に文書で通知することとする。

### 13 陳情書・要望書の取扱いについて

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

- (1) 陳情書が提出された場合は、閉会中においても議長は直ちにこれを所管の委員会へ送付し、当該委員会で審査するものとする。ただし、議長が審査になじまないものと認める場合は、この限りでない。

その審査結果は委員長から議長に報告し、議長は採択した陳情について、市長及び関係機関の長（教育委員会教育長・農業委員会会長等）に善処方の要請をする。

- (2) 陳情の審査結果は、提出者に文書で通知することとする。
- (3) 要望書が提出された場合は、閉会中においても議長は直ちにこれを所管の委員会へ送付し、当該委員会で協議審査するものとする。ただし、議長が協議になじまないものと認める場合は、この限りでない。
- (4) 議長あて郵送された陳情書・要望書等については、委員会に送付することなく、議長名により各会派の長へ写しを配付する取扱いとする。
- (5) 議員は原則として、陳情（要望）者にはならないものとする。

ただし、議長がやむを得ないと認める場合には、住民として陳情（要望）者となることができる。

### 14 委員会での請願者・陳情者からの口頭陳述の取扱いについて

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

- (1) 実施の可否

提出時に口頭陳述の申出があった場合は、所管の委員会協議会において、出席委員の過半数の同意により、実施できるものとする。

ただし、口頭陳述を実施するまでに、委員の意思を確認する委員会協議会が開催できない場合には、事務局が委員の意思を確認し、過半数の同意により、実施できるものとする。

- (2) 実施の時期

委員会の開会前に実施するものとする。

- (3) 発言時間

5分以内とする。

- (4) 発言者数

発言時間内に限り、原則として、請願者・陳情者（以下、「請願者等」という。）のうち一人とする。ただし、あらかじめ委員会協議会において認めた場合は、発言時間内に限り、3人までとする。

- (5) 質疑

請願者等への質疑は、遠慮願うものとする。

- (6) 関係者の入室

発言者を含め、10人以内とする。

(7) 傍聴

市政記者及び一般傍聴人ともに傍聴は認めないものとする。

15 点字による請願書・陳情書等の取扱いについて

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

点字による請願書・陳情書等の受理に当たっては、原則として訳文（邦文）を添えて提出願うものとする。

ただし、訳文がない場合には仮受理をし、議会事務局が訳文作成に協力して提出者に内容を確認の上、提出時に遡及して受理する扱いとする。

16 特別委員会の所管事項と常任委員会との関連について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 特別委員会の所管事項については、特別委員会が常任委員会に優先して協議するものとし、その主体性は特別委員会とする。

(2) 特別委員会において協議した事項は常任委員会において再度協議する必要はないが、重要または常任委員会の審査権に関連する問題（予算等）については、当該常任委員会で再度協議するものとする。

17 委員会の市政記者・委員外議員の傍聴等の取扱いについて

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 市政記者の取扱い

開会前の入室を認め、開会宣告後、委員長が委員会に諮って許否を決めることとする。

(2) 委員外議員の取扱い

ア 傍聴について

(ア) 条例上は自由であるが、委員長に申し出て了承を得た上で傍聴するものとする。

(イ) 人数については委員会室の状況により委員長が判断する。

(ウ) 委員会協議会、勉強会での議員の傍聴は、当該会議に諮って決めるものとする。

イ 発言について

遠慮願うこととする。

18 録音記録媒体の取扱いについて

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 録音記録媒体は会議録調製のための必要なものであり、提供貸出しは禁止する。

~~(2) 録音記録媒体の再録は、当該議員に直接関係する部分で議長の許可を得たものについて認めるものとする。~~

(2) 録音記録媒体の**利用**聴取については、議長の許可を得て事務局職員立会いのもとに聴取する**のみ**ものとする。

## 19 本会議等への当局出席について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

### (1) 本会議

出席者は、市長・副市長・水道事業及び下水道事業管理者・教育長・代表監査委員・技術統括監・政策補佐官・危機管理監・部長・事業本部長・担当部長・会計管理者・区長・消防長・保健所長・財政課長・秘書課長・監査事務局長とする。ただし、事業本部長・担当部長・会計管理者及び区長は、必要に応じて、出席するものとする。

### (2) 議会運営委員会及び議会運営委員会協議会

出席者は、原則として市長・副市長・企画調整部長・総務部長・財務部長・財政課長とする。ただし、市長提案の人事案件がない場合には、市長の出席はあえて要しないものとする。

### (3) 全員協議会

出席者は、本会議出席者及び選挙管理委員会事務局長・人事委員会事務局長・農業委員会事務局長・広聴広報課長とする。ただし、事業本部長・担当部長・会計管理者・区長・選挙管理委員会事務局長・人事委員会事務局長・農業委員会事務局長については、定例会の運営について協議する全員協議会以外への出席はあえて要しないものとする。

### (4) 議案説明会

ア 出席者は、原則として**全員協議会出席者と同様**本会議出席者及び広聴広報課長とする。ただし、市長の出席はあえて要しないものとする。また、事業本部長・**担当部長**・会計管理者・区長・**選挙管理委員会事務局長・人事委員会事務局長・農業委員会事務局長**及び**担当部長**は、関係する案件がない場合には、出席はあえて要しないものとする。

イ 予算案の説明等がある場合は、必要に応じて関係次長以下の職員が、補助者として出席することができるものとする。

### (5) 常任・特別委員会

出席者は、課長補佐以上の職にあるもの及び必要に応じて所属職員1人とする。ただし、区にあつては区長・副区長・区振興課長・区振興課長補佐（中区及び天竜区を除く）、第1種協働センター所長及び必要に応じてその他の職員1人とする。

## 20 **内部統制調査報告書**、市出資比率50%以上の公益法人等に係る事業計画及び決算の議会報告について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

~~事業計画及び決算については、本会議では報告書が提出された旨、報告し、所管の~~委員会~~で~~詳細な報告を受けることとする。

## 21 常任委員会の毎月1回の開会について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

原則として、毎月1回、常任委員会を開会し、当局から懸案事項等の報告を受けることとする。

## 22 特別委員会の1年間の活動報告について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 特別委員会委員長（決算審査特別委員会委員長を除く）は、2月定例会の最終の全員協議会において、当該委員会の1年間の活動報告を行うこととする。

(2) 活動報告に対する質疑については、付託された案件を審議する本会議での委員長報告とは基本的に性格が異なることから遠慮願うこととする。

## 23 虚礼廃止等について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 選挙区内の者に対する挨拶状については、公職選挙法の禁止規定を遵守する。

ア 年賀状、暑中見舞状の禁止。ただし、自筆による答礼のためのものは除く。

イ 通常の社会交際を超える慶弔電報の禁止。

(2) 選挙区内の者に対する寄附とみなされる行為（花輪、供花等）についても、公職選挙法の禁止規定を遵守する。

## 24 議員の派遣について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 議員の派遣については、議員派遣一覧表（目的、場所、期間、派遣議員）により、議決を行う。

(2) (1)により議決した議員の派遣の内容に変更を要するときは、その取扱いを議長に一任する。

## 25 服装の軽装化について

令和 5. 5. 10 議運協議会 決定

令和 5. 5. 12 全員協議会 了承

5月1日から10月31日までの間は、服装の軽装化を実施することとする。

また、本会議場においては、入退場時には上着を着用し、ネクタイの着用及び会議中の上着の着脱については各自の判断とする。

## 26 議員の記章について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

浜松市議会議員記章規程に定める記章をはい用するものとする。なお、本会議、委員会等を除く公務における全国市議会共通の記念議員章のはい用については妨げないものとする。